# 国債店頭取引運営委員会に関する規則

（目的）

第１条　この国債店頭取引運営委員会規則（以下「本規則」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、国債店頭取引運営委員会の権限、組織、委員の選任方法、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例による。

（国債店頭取引運営委員会の設置）

第３条　当社は、取締役会の常設の諮問委員会として、国債店頭取引運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（諮問事項）

第４条　当社は、業務方法書第１００条第１項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる事項について決定を行おうとする場合には、委員会に諮問を行い、その意見を尊重するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微なものである場合には、この限りでない。

（１）　国債店頭取引清算業務に係る制度及び運用に関する事項

ａ　清算対象取引の追加及び変更に関する事項

ｂ　清算資格要件の変更

ｃ　有価証券等清算取次ぎに関する事項

ｄ　清算参加者の申請による国債店頭取引清算資格の喪失に関する取扱いの変更

ｅ　当初証拠金及び変動証拠金並びに国債店頭取引清算基金に関する取扱いの変更

ｆ　清算参加者の決済不履行時の措置に関する取扱いの変更

ｇ　清算参加者に対する措置の基準に関する変更

ｈ　破綻管理委員会の権限、組織、委員の任期、運営方法その他破綻管理委員会の運営に関し必要な事項の変更

ｉ　破綻処理演習（当社が清算参加者の破綻等を認定した場合における破綻処理対象ポジションの処理その他破綻等の認定に伴う処理を適正かつ円滑に行うための演習をいう。）の開催日時及び内容

ｊ　その他国債店頭取引清算業務に係る制度運営の観点から必要と認める事項

（２）　国債店頭取引清算業務に係る事業部門の運営に関する事項

a　国債店頭取引清算業務に係る事業計画に関する事項
b　当社の発行するＤ種類株式に係る株主への剰余金の配当
c　委員会から推薦する当社の取締役候補の指名
d　本規則の変更
e　業務方法書第１４条に定める手数料に関する事項
f　国債店頭取引清算業務システムに関する事項
g　委員会の運営に関する事項

２　当社は、前項の規定によるもののほか、リスク管理に係る制度が適切に実施されているかについて、少なくとも年１回以上、定期的に委員会に諮問を行うものとする。

３　当社は、第１項第１号に掲げる事項にあっては２社以上（リスク管理の重要性の観点から特に必要があると当社が認める場合には１社以上）の委員から、同項第２号に掲げる事項にあっては２社以上（リスク管理の重要性の観点から特に必要があると当社が認める場合には１社以上）の特別委員から要請を受けた場合には、当該事項について委員会に諮問を行うものとする。

４　第１項ただし書の規定により決定しようとする内容が軽微なものとして委員会に諮問を行わないこととする場合には、当社は、その内容を、当該決定前に、第１項第１号に掲げる事項にあっては委員に、同項第２号に掲げる事項にあっては特別委員に通知する。

５　当社は、委員会の意見と異なる内容の決定を行った場合には、その決定内容及び異なる内容の決定を行った理由を、当該決定後遅滞なく、第１項第１号に掲げる事項にあっては委員に、同項第２号に掲げる事項にあっては特別委員に通知する。

（委員の選任等）

第５条　当社は、次の各号に掲げる者を委員会の委員に選任する。

（１）　清算参加者

（２）　当社の発行するＤ種類株式の株主又は当該株主である法人等の属する企業集団（金融商品取引法第５条第１項第２号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）に含まれる者であって前号に掲げる者以外の者のうち委員会が適当と認める者

２　当社は、委員のうち、当社の発行するＤ種類株式を自己及び自己の属する企業集団に含まれる者との合計で２４２株以上保有する者を特別委員に選任する。ただし、複数の清算参加者（当社の発行するＤ種類株式を自己及び自己の属する企業集団に含まれる者との合計で２４２株以上保有する者に限る。）が同一の企業集団に含まれる場合には、当該複数の清算参加者が指定する一の清算参加者を特別委員に選任するものとする。

３　当社は、委員について破綻等を認定した場合、委員が第１項各号に掲げる者に該当しなくなった場合又は委員が行政官庁若しくは自主規制機関から業務の停止、改善命令等の行政処分等（国債店頭取引清算業務に関連するものに限る。）を受けた場合若しくは本業務方法書等に違反し、当社が業務方法書第２８条第１項若しくは第２項に定める措置

を行った場合であって、当社が、当該行政処分等を受けた者若しくは当該違反した者が委員として適当でないと認めるときには、理由を示して、委員の選任を取り消すことができる。この場合、当社は、当該事由が消滅したと認めるときは、当該委員を再度委員に選任する。

4　当社は、特別委員が前項の規定により委員の選任を取り消された場合又は第２項に規定する者に該当しなくなった場合には、理由を示して、特別委員の選任を取り消すことができる。この場合、当社は、当該事由が消滅したと認めるときは、当該委員を再度特別委員に選任する。

5　当社は、第３項に規定する委員の選任の取消し（委員について破綻等を認定した場合又は委員が第１項各号に掲げる者に該当しなくなった場合によるものを除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該取消しを行うことの適否につき、措置評価委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。

6　委員会には委員長を置くものとし、特別委員の中から特別委員の互選により選任する。

7　委員長の任期は１年とする。

8　委員長が第４項の規定により特別委員の選任を取り消された場合には、新たな委員長を選任する。

（委員代表者の届出等）

第６条　委員及び特別委員は、その選任後直ちに、当該委員、特別委員又は当該委員若しくは特別委員を含む企業集団に含まれる他の法人等の役職員のうち国債店頭取引の実務に精通し、委員又は特別委員としての職務に関し当該委員又は特別委員を代表又は代理する者として少なくとも１名を、委員の代表者若しくは代理人（以下「委員代表者」という。）又は特別委員の代表者若しくは代理人（以下「特別委員代表者」という。）として当社所定の書面により当社に届け出るものとする。

2　委員及び特別委員は、委員代表者又は特別委員代表者を変更する場合には、当社所定の書面により変更後の委員代表者又は特別委員代表者を当社に届け出るものとする。

（委員等の義務）

第７条　委員及び特別委員並びに委員代表者及び特別委員代表者（これらであった者を含む。）は、その職務上知り得た秘密（一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいう。）を保持するものとし、次に掲げる場合その他の正当な理由なく、委員又は特別委員としての職務遂行の目的以外の目的のために利用し、又は第三者（自己の所属する法人等を含む。）に漏らしてはならない。

（１）　当社の事前の書面による同意を得た場合

（２）　裁判所、監督官庁その他公的機関若しくは金融商品取引所その他自主規制機関の命令若しくは要請、又は法令の規定に基づき、開示又は提供を求められた場合

（３）　委員又は特別委員としての職務の遂行に必要である場合

（４）　本規則若しくは業務方法書等に基づく義務の履行、当該委員の属する企業集団における管理若しくは監督又は自己若しくは自己を含む企業集団に含まれる他の法人等の権利を保全若しくは行使するために必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は自社を含む企業集団に含まれる他の法人等に開示又は提供する場合（法令上秘密保持義務を負う者以外の者に開示又は提供する場合には、あらかじめ当該者に本項と同一の内容の秘密保持義務を負わせた上で開示又は提供する場合に限る。）

２　当社は、前条の規定により委員代表者又は特別委員代表者の届出を受けた場合には、委員代表者又は特別委員代表者に、前項の義務を遵守する旨の当社所定の誓約書を提出させるものとする。

（会議の開催）

第８条　委員会の会議は取締役社長がその決定により招集する。ただし、当社の取締役会決議により招集することを妨げない。

２　当社は、委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所、議題その他必要な事項を委員及び特別委員に通知しなければならない。ただし、当社が特に緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

３　やむを得ない理由により委員代表者又は特別委員代表者が委員会に出席できない場合には、当該委員代表者又は特別委員代表者は、自己の所属する清算参加者又は当該清算参加者を含む企業集団に含まれる他の法人等に所属する者を代理出席させることができる。

４　当社は、必要があると認めるときは、電話その他の方法により会議を開催し、又は電話その他の方法による委員の出席を認めることができる。

５　前項のほか、当社は、必要があると認めるときは、委員会の会議の開催に代え、書面をもって行うことができる。

６　当社は、原則として四半期に１回以上、委員会の会議の開催（前項の規定による書面をもって行う場合を含む。）を行うものとする。

（決議の方法）

第９条　委員会は、次の各号に掲げる諮問事項の区分に応じて、当該各号に定める委員又は特別委員の出席がなければ議事を開くことができない。

（１）第４条第１項第１号に掲げる事項

委員（第４項の規定により審議に参加することができない委員を除く。次項において同じ。）の２分の１以上の出席

（２）第４条第１項第２号に掲げる事項

特別委員（第４項の規定により審議に参加することができない特別委員を除く。次項において同じ。）の２分の１以上の出席

２　委員長は、出席した委員又は特別委員の全会一致により審議事項について決定することができるよう努めるものとする。

３　委員会の議事は、第４条第１項第１号に掲げる事項にあっては出席した委員の過半数をもって、同項第２号に掲げる事項にあっては出席した特別委員の過半数をもって決する。

４　委員又は特別委員は、特別の利害関係のある事項については、その審議に参加することができない。

（取締役会への報告）

第１０条　委員長は、諮問事項に対する委員会での決議その他審議内容について、当社の取締役会に対し報告を行うものとする。

（事務局）

第１１条　委員会の事務局は当社とし、当社の執行役員が事務局として参加するものとする。

２　事務局は、委員及び特別委員の補佐、事務連絡、会議の運営の補助、記録の保存その他の委員会の事務の処理を行う。

（委任）

第１２条　本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がその都度定める。

付　　則

１　本規則は、平成２５年１０月１日から施行する。

２　株式会社日本取引所グループ（同社が自己の属する企業集団に含まれる一の法人等を指定した場合には、当該法人等）は、本規則第５条第１項第２号の規定にかかわらず、本規則の施行の日において委員会の委員として選任されたものとみなす。

３　平成２５年６月２５日付で当社及び株式会社日本国債清算機関との間で締結された株式交換契約による株式交換において、１株未満の端数の処理により当社の発行するＤ種類株式を自己及び自己の属する企業集団に含まれる者との合計で２４１株交付され、保有する者については、第５条第２項に規定する「当社の発行するＤ種類株式を自己及び自己の属する企業集団に含まれる者との合計で２４２株以上保有する者」とみなす。

付　　則

この改正規定は、平成２６年１０月１４日から施行する。

付　　則

この改正規定は、平成３１年４月１日から施行する。